

令和 3 年度八千代市本庁舎
自動販売機設置事業者募集要項

令和 3 年 9 月

八千代市 財務部 資産管理課

《目次》

1	応募物件等	2
	応募物件の表記	2
	貸付期間	2
	貸付用途	2
	貸付料	2
2	応募資格等	2
	応募資格	2
	欠格事項	3
	応募申込書の提出	3
3	設置事業者の決定方法	3
	貸付料提案書の比較審査	3
	審査結果の通知	4
	貸付料提案書の無効	4
4	設置条件	4
	契約の締結	4
	設置事業者の費用負担	4
	設置する自動販売機	4
	維持管理等について	5
	禁止事項	5
	貸付の取消し及び変更	5
	原状回復	5
	応募から契約等までの手続き	6
	申込書類・提案書等	
	別表1 提出書類	7
	第1号様式 応募申込書	8
	第2号様式 誓約書	9
	第3号様式 応募辞退届	10
	第4号様式 貸付料提案書	11
	第5号様式 委任状	12
	自動販売機の設置に係る行政財産貸付契約書（案）	13
	物件個別明細書	
	物件番号1	16

八千代市本庁舎自動販売機設置事業者募集要項

自動販売機の設置・運営を目的とする市有財産の貸付の相手方（設置事業者）を公募（貸付料提案方式）により募集します。

1 応募物件等

(1) 応募物件の表記

物件番号	設置施設名	設置場所	設置台数	貸付面積	最低貸付料 (年額)	備考
1	市役所本庁舎 (その7)	新館地下1階食堂内	2台	約2㎡	22,920円	食品自動販売機1台 飲料自動販売機1台

※ 貸付面積には、使用済み容器回収ボックス設置部分を含みます。また、面積については設置する自動販売機及び回収ボックスにより変わりますが、概ね設置可能面積を表示しています。

※ 設置場所については、16頁の個別明細書を参照してください。

(2) 貸付期間

令和3年11月1日から令和5年3月31日（1年5か月）

※ 現在、市役所本庁舎については、建替えに向けた検討を進めています。

工事予定等の変更により、撤去又は移動をしていただく可能性がありますので、ご了承ください。

(3) 貸付用途

自動販売機の設置（詳細は、物件の個別明細書を参照してください。）

(4) 貸付料

八千代市が設定する「最低貸付料以上の年額貸付料」をご提案いただき、その額に消費税相当額を加えたものを貸付料とします。

※ 令和3年度分については、令和3年11月1日から令和4年3月31日までの5か月になるため、ご提案いただいた年額貸付料に5/12を乗じて算出します。

2 応募資格等

(1) 応募資格

- ① 自動販売機設置・運営に意欲ある者であること。
- ② 良質な商品及び優良なサービスを提供できる資力・能力を有する者であること。
- ③ 官公署において、直近2年間に自動販売機設置の運営実績がある者であること。
- ④ 取扱う商品について、営業許可等が必要な場合、営業許可等を取得している者。

(2) 欠格事項

次のいずれかに該当する団体等は、応募することはできません。

- ① 地方自治法施行令第167条の4に該当する者
- ② 法人税及び消費税（地方消費税を含む）を滞納している者
- ③ 市内に事務所、事業所等を有する者にあつては市税を滞納している者
- ④ 令和3年9月1日現在で、営業を開始して1年未満の者
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同法第2条第6号に規定する暴力団員に該当する者。

(3) 応募申込書の提出

- ① 応募申込書の提出期間
令和3年9月13日（月）から令和3年9月30日（木）まで
※ 土曜日、日曜日及び祝日を除く9：00から17：00まで
- ② 応募申込書の提出場所
八千代市 財務部 資産管理課
市役所新館3階
八千代市大和田新田312番地の5
TEL 047-483-1151（内線3314）
(応募申込書を持参してください。)
- ③ 提出書類
別表1（7頁）のとおり

3 設置事業者の決定方法

設置事業者の決定の手順については次のとおりです。

(1) 貸付料提案書の比較審査

貸付料提案書の比較審査は、下記日時及び場所で設置事業者の決定事務に関係ない市職員を立ち合わせて行います。応募者の方には原則参加していただきます。（応募者1者につき1名とします。）出席される場合は本人確認を行いますので、市の受付印が押印されている応募参加申込書の写しをご提示ください。なお、定刻以降の入室はできません。

貸付料提案書の比較審査の結果、最高額を提示した方が設置事業者となります。ただし、同額の応募者が2者以上あるときは、直ちにくじ引きによって設置事業者を決定します。くじ引きは、指定した設置事業者の決定事務に関係のない市職員が行います。また、貸付料提案書の比較審査は物件番号順に行うものとします。

比較審査の日時	令和3年10月6日（水）午前10時00分から
場所	八千代市役所 旧館4階 第1委員会室

(2) 審査結果の通知

審査結果については、応募者に対し速やかに文書をもって通知します。なお、審査結果は公表しません。

(3) 貸付料提案書の無効

次の各号の一に該当する貸付料提案書は無効とします。

- ① 参加資格のない者が提出した貸付料提案書
- ② 一つの物件に対して同一者が提出した2以上の貸付料提案書
- ③ 明らかに不正行為によって提出されたと認められる貸付料提案書
- ④ 提案金額の訂正された貸付料提案書及び記名押印のない貸付料提案書
- ⑤ 提案金額その他記載事項が明らかでない貸付料提案書及び必要事項を記載しない貸付料提案書
- ⑥ 所定の記載事項以外の事項が記載された貸付料提案書
- ⑦ 前各号に掲げるもののほか、応募に関する条件に違反して提出した貸付料提案書

4 設置条件

(1) 契約の締結

契約書は別紙のとおりとし、設置事業者は令和3年10月29日（金）までに契約を締結するものとします。

なお、本件は、地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づく行政財産の貸付となり、本件に関する契約は、民法第601条に基づく賃貸借契約となります。

(2) 設置事業者の費用負担

① 電気料

積算電力計（子メーター）を設置していただき、市が発行する納入通知書により年度末に一括で納付していただきます。（設置事業者が電気事業者と直接契約する場合を除きます。）

② 設置費等

自動販売機と自動販売機に付随する設備の設置及び撤去に係る費用については、すべて設置事業者の負担になります。

③ 貸付料

貸付料は、貸付料提案書により提案した額に消費税相当分を加えた額とし、年度ごとに市が定める期日までに市の発行する納入通知書において納めていただきます。

(3) 設置する自動販売機

- ① 自動販売機の設置面積は、原則として各物件個別明細書に記載したものとします。
- ② 自動販売機の設置にあたっては、耐震対策を行ってください。その際にはできる限り周辺建物の躯体に負担のかからない方法で設置してください。
- ③ 設置にあたっては、「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会）を遵守し、犯罪防止に努めてください。

- ④ 可能な限り節電に配慮した機種としてください。
- ⑤ その他特記事項に「災害救助機能（フリーベンダー）」を条件とした設置物件については、大規模災害時に被災者に対し自動販売機に収納されている設置事業者の飲料を無償で提供していただくことになります。

(4) 維持管理等について

- ① 商品補充，金銭管理など自動販売機の維持管理は，設置事業者の責任において行ってください。
- ② 販売する商品の容器の種類に応じた回収ボックスを原則として自動販売機横に設置し，適切に回収・リサイクルしてください。
- ③ 賞味期限に注意するなど，販売品の衛生管理を徹底してください。
- ④ 自動販売機の故障，問合せ及び苦情については，設置事業者の責任において対応してください。また，自動販売機に故障時等の連絡先を明記してください。
- ⑤ 自動販売機の販売品の売価は，物件個別明細書のとおりとしてください。（標準小売価格の商品については市と協議となります。）
なお，物価の上昇で近傍の売価と比較して明らかに不相当となったときは，設置事業者と市で協議のうえ改定するものとします。
- ⑥ 販売品の搬入・使用済容器等の搬出等を行う時間・経路については，市の指示に従ってください。
- ⑦ 自動販売機の売上額及び販売数については，月ごとに集計を行い市に報告してください。
- ⑧ 食品自動販売機の維持管理等を他者に委託する場合は，設置事業者の責任において行うものとし，維持管理の瑕疵及び過失についてはすべて設置事業者の責任とします。

(5) 禁止事項

- ① 貸付物件を指定用途以外の用途で使用することはできません。
- ② 貸付物件を第三者に転貸し，又はそれに類似する行為をすることはできません。
- ③ 本賃借権を第三者に譲渡し，又は他の権利を設定することはできません。
- ④ 酒類の販売を行うことはできません。

(6) 貸付の取消し及び変更

本市が貸付物件を，公用若しくは公共用に供するため必要とするとき，又は貸付の条件に違反する行為があると認めるときは，貸付契約の全部又は一部を解除，又は変更することがあります。

(7) 原状回復

設置事業者は，貸付期間が満了又は貸付契約が解除されたときは，速やかに原状回復していただきます。なお，設置事業者は原状回復に要した費用及び補償を本市に請求することはできません。

応募から契約等までの手続き

<p>(1) 応募資格の確認</p>	<p>2頁2応募資格等により確認してください。</p>
<p>(2) 応募申込み及び貸付料提案書提出</p>	<p>令和3年9月13日(月)から令和3年9月30日(木)までに「応募申込書」、「誓約書」及び「貸付料提案書」に必要事項を記入・押印し、添付書類を添えて、市役所新館3階資産管理課(大和田新田312番地の5)に持参してください。 ※ 土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで。</p>
<p>(3) 貸付料提案書の比較審査会</p>	<p>貸付料提案書により、最高額を提示した事業者を設置事業者とします。 日 時 : 令和3年10月6日(水) 午前10時から 場 所 : 市役所旧館4階第1委員会室 必要書類 : 3・7頁を参照</p>
<p>(4) 貸付契約</p>	<p>令和3年10月29日(金)までに「行政財産貸付契約書」を取り交していただきます。</p>
<p>(5) 自動販売機の設置</p>	<p>設置することが決定した事業者は、設置場所の施設管理者と設置する自動販売機等について協議していただきます。 なお、自動販売機の設置日は既設販売機の設置事業者と協議を行い決定します。 ※ 原則、令和3年11月1日(月)になります。</p>

別表 1

	提出書類	法人	個人
1	応募申込書（様式第1号）	○	○
2	誓約書（様式第2号）	○	○
3	貸付料提案書（様式第4号）	○	○
4	委任状（様式第5号）※支店長等に委任する場合のみ必要	○	
5	登記事項証明書	○	
6	身分証明書（本籍地で発行）		○
7	印鑑登録証明書（発行日から3ヶ月以内の原本）	○	○
8	有価証券報告書又は決算書（直近のもの）	○	
9	確定申告書及び申告決算書（収支明細書・資産負債調べの欄の記載のあるもの）		○
10	納税証明書（全ての国税で、法人は納税証明書その3の3，個人は納税証明書その3の2を提出，市内に事業所を有する法人，住所等を有する個人は，市税全ての納税証明書も必要）	○	○
11	官公署における直近2年間の自動販売機設置の実績に関する書類（書式は任意，A4で作成）	○	○
12	設置を予定する自動販売機のカタログ（機能等が分かるもの）	○	○
13	販売を予定する商品一覧（書式は任意，A4で作成）	○	○

※ 複数物件を応募する場合には，3，12，13については物件ごとに提出いただきます。

※ 貸付料提案書（様式第4号）は，応募物件ごとに封筒に入れ糊付け封入し，封筒の表面に物件番号を，裏面に応募者名を記入してください（記入しない場合は，貸付料提案書の比較審査に参加できません。）

応募申込書

令和 年 月 日

(あて先) 八千代市長

「令和3年度八千代市本庁舎自動販売機設置事業者募集要項」の各条項を承知のうえ、応募申込みいたします。

応募者	{	住 所	実印
		氏名・名称	
		代表者氏名	
事務担当者	{	所属等	
		氏名	
		電話	
		メールアドレス	

応募物件 (応募する物件に○をつけて下さい。複数物件の申込も可能です。)

物件番号	設置施設名
1	市役所本庁舎 (その7)

受付No.	
受付印	

第2号様式

誓 約 書

令和3年度八千代市本庁舎自動販売機設置事業者公募に対して、下記のとおり誓約します。

記

- 1 連合等により公募の公正を害するような不正行為をしていません。
- 2 公募終了後において、連合等の疑いが生じたときは、市のとる措置に従い、一切の異議を申し立てないことを併せて誓約いたします。
- 3 公募の応募資格の内容をすべて満たしています。

令和 年 月 日

(あて先) 八千代市長

住 所
氏名・名称
代表者氏名

実印

第3号様式

応 募 辞 退 届

令和 年 月 日

(あて先) 八千代市長

令和3年度八千代市本庁舎自動販売機設置事業者公募について、都合により公募への応募を
辞退します。

住 所

氏名・名称

代表者氏名

実印

貸付料提案書

令和 年 月 日

(あて先) 八千代市長

住 所
氏名・名称
代表者氏名 実印

令和3年度八千代市本庁舎自動販売機設置事業者募集要項の内容を承知の上、下記のとおり貸付料を提案します。

記

件 名	令和3年度八千代市本庁舎自動販売機設置事業者公募								
物 件 番 号									
設 置 施 設 名									
貸付料提案額 (年額) (税抜き)			百	拾	万	千	百	拾	円

- 1 貸付料提案額は、八千代市が設定する最低貸付料以上の金額を記入してください。
- 2 金額は算用数字を用い、頭に¥の記号を記入してください。
- 3 1つの応募物件につき1通作成し、1通ごとに封筒に入れ糊付け封入し、封筒の表面に物件番号を、裏面に応募者名を記入してください。(記入がない場合は**無効**となります。)

委 任 状

令和 年 月 日

(あて先) 八千代市長

住 所
氏名・名称
代表者氏名 実印

私は下記の者を代理人と定め、下記の公募に関する一切の権限を委任します。

記

代理人職氏名 印

件名 令和3年度八千代市本庁舎自動販売機設置事業者公募

※ この委任状を提出することで、貸付料提案書、契約等については、代理人の氏名及び印で行うことができます。(応募申込書、誓約書は代理人では提出できません。)

自動販売機の設置に係る行政財産貸付契約書（案）

八千代市（以下「貸主」という。）と〇〇〇〇（以下「借主」という。）は、自動販売機の設置について、次の条項により行政財産の貸付契約を締結する。

（貸付物件）

第1条 貸主は、次の物件を借主に貸し付ける。

八千代市大和田新田3 1 2番地の5

八千代市役所

〇〇棟〇〇前 m²（別紙図面）

（使用目的）

第2条 借主は、貸付物件を自動販売機の設置を目的として使用するものとする。

（貸付期間）

第3条 貸付期間は、令和3年1月1日から令和5年3月31日までとする。

（貸付料）

第4条 貸付料は、貸付料提案額〇〇〇円に、消費税相当額を加えた額を年額とする。なお、貸付期間が八千代市の会計年度のうえて1年に満たない年度の貸付料については、貸付月数の割合を乗じて得た額とする。

2 借主は、貸主の発行する納入通知書により、貸付料を貸主に納入通知書に定められた期日までに支払わなければならない。

3 第1項の消費税相当額は、消費税法の改正に伴い消費税率が変更となった場合は、変更後の税率で計算した額とする。

（売上報告書の提出等）

第5条 借主は、本件貸付契約に係る自動販売機の売上状況（売上金額及び本数）を月ごとに取りまとめ毎年4月15日までに、貸主に提出しなければならない。

また、第6条で定める積算電力計（子メーター）を設置するときは、各月末日時点のメーターの表示を記録し、併せて貸主に提出しなければならない。

（電気料）

第6条 借主は、自動販売機に係る電気料（借主が自動販売機に係る電気について電力会社と供給契約を締結し、当該電気の使用料を電力会社に支払う場合を除く。）について、自らの負担で積算電力計（子メーター）を設置し、貸主が発行する納入通知書により、貸主が指定する日までに納入しなければならない。

（契約不適合責任）

第7条 借主は、本件契約の締結後、貸付契約の種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを発見しても、補償、代替物の引渡しによる履行の追完の請求、貸付料の減額又は損害賠償の請求をすることができない。

（禁止事項）

第8条 借主は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 貸付物件を、第2条に規定する使用目的以外で使用する事。

(2) 貸付物件を第三者に転貸し、又はそれに類似する行為をすること。

(3) 本件賃借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定すること。

(自動販売機設置の基準等)

第9条 借主は、自動販売機設置運営に必要な設置費、維持管理費その他費用を自ら負担し、次の各号に定める事項を遵守して貸付物件を使用しなければならない。ただし、自動販売機の設置及び回収ボックスの設置については、貸主借主協議のうえ設定することができる。

(1) 自動販売機の設置

- ① 設置する自動販売機については、可能な限り節電に配慮した機種とすること。
- ② 設置にあたっては、施設の躯体に負担のかからない方法とすること。
- ③ 屋外設置にあたっては、設置に係る工事（電気工事含む）等が必要なときは、施設管理者の了解のもとに工事を行い、検査を受けること。
- ④ 転倒防止措置を施すこと。
- ⑤ 設置する自動販売機には、故障時等の連絡先を必ず明記すること。

(2) 回収ボックスの設置

販売する商品の容器の種類に応じた回収ボックスを設置し、適切に分別回収・リサイクルを行うこと。

(3) 販売品について

- ① 酒類及びその類似品は販売しないこと。
- ② 販売品の賞味期限に注意し、在庫及び補充管理を適切に行うこと。
- ③ 衛生管理については、関係法令を遵守すること。
- ④ 販売品の売価については、令和3年度八千代市本庁舎自動販売機設置事業者募集要項（以下「募集要項」という。）に記載した価格、又は貸主借主協議し決定した価格とする。
ただし、契約期間中であっても諸物価の上昇が著しく、現行の販売品の価格が、近傍における同等品の販売価格と比較して明らかに不相当な場合は、貸主借主協議のうえこれを改定することができる。

(4) 自動販売機の管理

自動販売機の管理は、借主が自ら行うものとする。

(使用状況の現地調査等)

第10条 貸主は、次の各号に該当する事由が生じたときは、実地に調査し又は参考となるべき資料その他の報告を求めることができる。この場合において、借主は調査を拒み、妨げ又は怠ってはならない。

- (1) 第8条に定める事項又は前条に定める基準に違反したとき。
- (2) その他貸主が必要とするとき。

(契約の解除)

第11条 貸主は、借主が本件契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

2 貸主は、公用又は公共用に供するため貸付物件を必要とするときは、本件契約を解除することができる。

(貸付物件の返還)

第12条 借主は、第3条に定める貸付期間が満了したとき又は前条の規定により契約を解除されたときは、直ちに貸付物件を原状に回復し、貸主の指定する期日までに返還しなければ

ならない。

(損害賠償)

第13条 借主は、この契約に定める義務を履行しないために貸主に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として貸主に支払わなければならない。

2 借主は、第11条第2項の規定により貸主が本件契約を解除した場合において、借主に損害が発生したときは、貸主にその補償を請求できるものとする。ただし、募集要項に公用又は公共用に供する予定があることが予め記載されていた場合においては、この限りではない。

(商品等の盗難又は毀損)

第14条 貸主は、設置された自動販売機、当該自動販売機で販売する商品若しくは当該自動販売機内の売上金又は釣り銭の盗難又は毀損について、貸主の責に帰することが明らかな場合を除き、その責を負わない。

(有益費等の請求権の放棄)

第15条 借主は、貸付期間が満了した場合又は第11条第1項の規定により本契約を解除された場合において、本件貸付物件に投じた改良費等の有益費及びその他の費用があっても、これを貸主に請求することができない。

(契約の費用)

第16条 本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、すべて借主の負担とする。

(遵守事項)

第17条 借主は、この契約に定めるもののほか貸主発行の募集要項を遵守するものとする。

(疑義等の決定)

第18条 本件契約に定めのない事項又は本件契約に関し疑義があるときは、貸主借主協議のうえ、決定するものとする。

本件契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、貸主借主記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

貸主 八千代市大和田新田312番地の5
八千代市
八千代市長 服部友則

借主

物件個別明細書 物件番号 1

1. 物件の情報

設置施設名	八千代市役所本庁舎（その7）		
施設の所在	八千代市大和田新田312番地の5		
設置場所	新館地下1階食堂内		
施設内職員数	677人	1日の来庁者数	
売上実績			
設置台数・面積	2台・約2㎡		
担当課	資産管理課（担当：菅原） 電話047（483）1151 内線3314		

2. 設置する自動販売機の情報

項目	条件等
設置場所	<input checked="" type="checkbox"/> 屋内 <input type="checkbox"/> 屋外
販売種別	缶・ペットボトル自動販売機 1台 食品自動販売機(10セクション以上) 1台
販売品目	一般的清涼飲料水等 <u>お菓子、パン等8種類以上</u>
設置する自動販売機以外の台数	飲料用 市役所内： 建物内3台，屋外1台 食品用 市役所内： なし
販売価格	缶・ペットボトル自動販売機は1本あたり20円値引き
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・お茶または水・スポーツドリンクを各1種類以上販売すること。 ・缶・ペットボトル自動販売機は災害救助機能（フリーベンダー）

3. 設置場所図面

